

大阪府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪府スポーツ協会（以下「本会」という。）大阪府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程（以下「基本規程」という。）第5条第2項に基づき、公益財団法人大阪府スポーツ協会大阪府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「府協議会」という。）の登録に関することについて定める。

(目的)

第2条 登録は、基本規程第2条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が府協議会に加入することを目的として行うものとする。

(登録申請)

第3条 登録は、府協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、府協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ総合型クラブ単位で申請する。

(登録審査)

第4条 府協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2 登録審査については、別に定める。

(登録認定)

第5条 府協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。

2 登録認定については、別に定める。

(有効期間)

第6条 登録の有効期間は、毎年度の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(登録更新審査)

第7条 登録は、年度ごとにこれを更新する。

2 登録更新審査については別に定める。

(権利)

第8条 登録クラブは、次の権利を有する。

(1) 全国協議会及び府協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。

(2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

(遵守事項)

第9条 登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

(登録料)

第10条 府協議会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。

2 前項に定める登録料は5,000円とする。

(処分)

第11条 府協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

(個人情報の扱い)

第 12 条 この規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、本会個人情報保護規程を適用する。

(改定)

第 13 条 この規程は、府協議会常任委員会の議決により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 5 年 7 月 12 日から施行する。
- 3 この規程に定める「登録クラブ」は、全国協議会登録認定細則において令和 6 年 3 月末日までの間は、登録認定を予備登録とすることに鑑み、令和 6 年 3 月末日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。
- 4 令和 4 年度の登録審査（令和 4 年 11 月 1 日登録認定分）にかかる登録クラブについては、第 6 条の有効期間を令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までの 1 年間とする。なお、登録クラブの希望により、有効期間を令和 6 年 3 月 31 日まで延長することができ、この場合、延長した期間（令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）にかかる登録料（第 10 条）は、2,000 円とする。
- 5 令和 5 年度の登録審査（令和 5 年 11 月 1 日登録認定分）にかかる登録クラブについては、第 6 条の有効期間を令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 か月間とする。この場合、第 10 条の登録料は、「2,000 円」とする。